

○芦屋港活性化推進本部設置要綱

平成29年 6 月 30 日 告示第79号

改正

平成30年 5 月 21 日 告示第53号

(目的)

第 1 条 芦屋港が本町の持続的な発展に果たす役割の重要性に鑑み、芦屋港の現状分析及び将来目指すべき方向と展望を提示するとともに、観光レジャーの要素をもつ港及び周辺機能等の活性化に関する事項を調査審議するため、芦屋港活性化推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 芦屋港が抱える課題、問題点等の把握及び整理に関すること。
- (2) 芦屋港の活性化の方向性に関すること。
- (3) 芦屋港の活性化のための基本的な方針に関すること。
- (4) 芦屋港の活性化を実現するための計画等の策定に関すること。
- (5) 前号の計画等に基づく本町の施策等に関すること。
- (6) 芦屋港の活性化のために実施する事業の調査及び審議に関すること。
- (7) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長、委員をもって構成する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長をもって充てる。
- 4 委員は、総務課長、財政課長、企画政策課長及び町長が指名する者をもって充てる。
- 5 推進本部に必要に応じて専門部会を設けることができる。この場合、専門部会委員の互選により選出された部会長を置く。

(職務)

第 4 条 本部長は、推進本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が不在のとき、その職務を代理する。
- 3 専門部会長は、各部会を統括する。

(会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、議長は本部長が務める。

- 2 本部長は、必要に応じて専門知識を有する者、その他関係する者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 6 条 専門部会の構成及び所掌事務は、本部長が別に定める。

(庶務)

第 7 条 推進本部の庶務は、芦屋港活性化推進室にて処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年 5 月 21 日 告示第53号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の芦屋港活性化推進本部設置要綱の規定は、平成30年 4 月 1 日から適用する。